

令和4年度第1回箕面市福祉有償運送運営協議会 議事録要旨

1. 日時

令和4年8月29日(月) 14時00分～14時45分

2. 場所

総合保健福祉センター分館2階講堂

3. 出席者

(会長)

- ・富山大学准教授 猪井博登

(構成員)

- ・一般社団法人大阪タクシー協会 井田信雄
- ・近畿運輸局大阪運輸支局 酒井敏一 代理
- ・阪急タクシー労働組合 堀内隆彦
- ・社会福祉法人大阪府社会福祉事業団 村山洋
- ・公益社団法人箕面市シルバー人材センター 平野秀之
- ・箕面市健康福祉部長 北村清
- ・地域創造部長 小山郁夫

以上、委員8名出席2名欠席、傍聴者0名。

4. 協議事項

箕面市福祉有償運送運営協議会 構成員名簿【資料1】

- (1) 箕面市における福祉有償運送の必要性について【資料2】
- (2) 更新申請にかかる審議【資料3】
 - ①社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
 - ②公益社団法人箕面市シルバー人材センター
- (3) 報告案件について【資料4】

5. 協議結果と質疑応答の概要

- (1) 箕面市における福祉有償運送の必要性について
【事務局から資料2により説明】

【協議結果】提案どおり承認された

- (2) 更新申請にかかる審議【資料3】

- ①社会福祉法人大阪府社会福祉事業団

【事業者から資料 3-1 により説明】

○質疑応答の概要

事業者：前回更新時からの変更点は、以前は要介護と要支援のかたが会員で登録していたが、現在は利用会員がいなくなったこと。会員がいなくても事業更新する理由は、社会福祉法人として地域貢献も大事にしているので、在宅介護を受けている外出困難な高齢者の需要があったときに対応できるようにするため事業継続したいと考えている。

会 長：会員がいらないことは問題ないが、要介護のかたと要支援のかたを対象とすることについては書類上チェックをする必要があるのではないか。

構成員：利用予定の対象については今までどおりチェックをするように。

会 長：対象とする人にチェックがないと誰でも対応できるようにもなってしまうので、要介護者と要支援者にチェックを付けていることとして、審議いただきたい。

構成員：運転手のうち、セダン等の運転に係る講習の修了が確認できないかたがいるが、これではセダン車の運転要件を満たさないが、それに代わる介護福祉士等の資格をお持ちか？

事業者：介護福祉士の資格を持っている。

構成員：このままではセダンの運転要件を満たさないなので、介護福祉士の資格の写しを添付して提出すること。

事業者：承知した。

【協議結果】社会福祉法人大阪府社会福祉事業団については、協議が調ったものとする

②公益社団法人箕面市シルバー人材センター

【事業者から資料 3-2 により説明】

○質疑応答の概要

構成員：会員の所在地が遠方の他府県等のかたがいるが、高速道路を使用することもあるのか。

事業者：直接他府県の住所地へ行くことはなく、他府県のかたを新大阪駅等へ迎えに行き、箕面市内の御親戚宅等へ送迎するなどの利用が多いため、高速道路等を使用することはない。

構成員：ドライバーの年齢はいくつぐらいのかたか。また、ドライバーの適性診断は NASVA で受けているのか。そして、適性診断は、ドライバーになる時に受けた後も定期的に受けているのか。

事業者：ドライバーの現在の平均年齢は 70.3 歳。適性診断については、ドライバーになる時には NASVA で受けている。この 2 年程実施できていないが、別途、「交通安全講習」というかたちで、損害保険会社の適性診断の機材を持ち込み、検査を受けている。定期的な NASVA での適性診断受検については今後の検討としたい。

構成員：タクシー事業者では、65 歳になると、毎年か 3 年に 1 回定期的に適性診断を受けないとタクシー乗務員として登録ができないことになっている。福祉

有償運送であっても有償で旅客を送迎するので、安全管理の面から定期的にしっかり診断を受けてほしいと思う。

会 長：基本的に福祉有償運送の事業を認めるかどうかは、事業の必要性があるかどうか、旅客の範囲、対価、区域の審議で、それが適切でなければ登録をしないということになるが、それ以外の条件で認めないのは他事考慮となるため、安全に事業を展開するためのアドバイスとして事業者に判断いただくことになる。

構成員：「申請概要」の資料と、運輸支局に提出する申請書類の「様式第2-2号」で、旅客の範囲について、基本チェックリストのかたの印の有無の整合性がとれていないが、これは基本チェックリストのかた等が他にもいるのか、その辺の違う理由を確認したい。

会 長：何も属性がついていないかたについて、それを「申請概要」の資料の「(7) その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者」に入れ込んでいるのか。申請書の名簿の利用区分に「歩行困難」と書かれたかたはどう判断されたのか説明してほしい。

事業者：資料の整合性について、「歩行困難」については、「申請概要」の資料上は(7)になる。これは、要介護認定等を受けていなくても車いすを利用されているかたや、高齢者で段差を乗り越えるのが難しく、スロープ車でないと乗車が難しいかた、頸椎を痛められているので首を曲げて乗車することが難しいかたや、精神障害のかただと、慣れた車両、慣れたドライバーが良いかたなど、資格を持っていなくても公共交通が難しいと電話で聞き取りして事業者が認めた場合に登録に至る。

構成員：例えば、一時的に車いす利用や身体不自由になっている場合もその時点のチェックで(7)に入れられているのだと思うが、そのかたが継続して2年も3年もその状態だけなかなか手帳取得等に到達しないのか、それとも一時的な利用なのか、そこははっきりしているのか。いま箕面市のしていることはその差が見えない。本当にそうなのかということが事業者間等で言われている。そこはしっかりチェックすべき。

会 長：チェックされるということと、第三者が見て再現可能というか、あまりそこは判断がぶれないように。地域のかたがたの移動を支えたいということなので、属性で合わせることが難しく(7)に入ってしまったと思うが、できる限り、登録の可否を明確にしておくべきと思う。一時的なけが人で乗りたいということはわかるとしても、回復した場合にリストからはずすなどシステムの担保されているのか気になる。まず、一時的なけが人の登録は多くあるのか。あった場合に、それが回復した場合はリストからどうされているのか。

事業者：現状、けがや病気などの一時的な理由による利用登録は行っていない。継続的な人の状態が2年なのか3年なのかは分からないところがあるが。

【協議結果】公益社団法人箕面市シルバー人材センターについては、協議が調ったものとする
--

(3) 報告案件

【事務局から資料 4 により説明】

【協議結果】報告どおり承認された

以上